

■図面の電子データの廃棄について（お願い） ■

図面については、著作権法の著作物に該当します。

電子媒体渡しによるもの、または電子入札のホームページからダウンロードでデータを入手された方は、不要となった場合には内容を廃棄してください。

【著作権法（抜粋）】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

- 建築の著作物 建築に関する図面に従って建築物を完成すること。

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

五 建築の著作物

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

【建築設計業務委託契約約款（抜粋）】

（「甲」は契約担当者である山梨県立中央病院院長、「乙」は受託者をいいます。）

第6条 成果物（第36条第1項の規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第10条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、第6条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、乙又は甲及び乙の共有に帰属するものとする。

第7条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、乙は次の各号に掲げる成果物の利用を甲以外の第三者に許諾してはならない。

- 一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。
 - 二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。
- 一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - 二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。